

第 1 6 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、毒物及び劇物取締法（昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号）の改正に伴い引用条文の整理を行う等のため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部20の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同部21の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同部31の項中「<sup>しょう</sup>醬油製造業」を「しょうゆ製造業」に、「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同部36の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同部77の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同部78の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

### 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の2保健衛生の部77の項及び78の項の改正  
規定 令和2年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和2年6月1日